

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	小新西三丁目地区地区計画		
地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第5号及び第6号並びに(に)項第2号から第6号までに掲げるもの</p> <p>(2) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第5号及び第6号に掲げるもの</p> <p>(2) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号、第2号、第8号及び第9号に掲げるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる建築物に附属する自動車車庫(2階以上の部分にあるものを除く。)で、床面積の合計が300㎡以内で、かつ、同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の3分の1以内のもの</p> <p>(3) 下水道施設</p>
容積率	——	——	10分の15を超えてはならない。
建築物の敷地面積の最低限度	180㎡		150㎡
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1m(軒の高さが2.3m以下の自動車車庫は0.5m)及び道路境界線からは1.5m。		
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	15mを超えてはならない。		10mを超えてはならない。
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。</p> <p>ただし、高さ1m下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。</p> <p>ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(※1)</p>		

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。